

II 給付と負担について

今後の議論を進める上で必要と考えられる論点（例）や参考資料をとりまとめたものである。

目

次

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 現在の年金の給付水準 | |
| | (1) 基本的考え方 | 1 |
| | (2) 論点 (例) | 2 |
| 2 | 保険料負担水準 | |
| | (1) 現行制度の基本的考え方 | 3 |
| | (2) 保険料引上げの凍結について | 4 |
| | (3) 論点 (例) | 5 |
| 3 | 給付と負担の関係 | |
| | (1) 年金制度における給付と負担の関係と社会経済情勢 | 7 |
| | (2) 社会経済情勢が想定を超えて変動する場合の給付と負担の関係に関する基本的考え方 | 8 |
| | (3) 論点 (例) | 10 |
| 4 | 現在受給している年金の取扱い | |
| | (1) 基本的考え方 | 12 |
| | (2) 論点 (例) | 14 |
| 5 | 給付と負担の関係が分かりやすい年金制度 | |
| | (1) 欧米主要国の例 | 15 |
| | (2) 論点 (例) | 17 |

1 現在の年金の給付水準

(1) 基本的考え方

- ① サラリーマン世帯については、夫 40 年厚生年金加入、妻 40 年専業主婦という片働き世帯において、基礎年金（夫婦 2 人）＋厚生年金（夫）のモデル年金が、現役時代の手取り年収に対して概ね 6 割（59.4%）となることを基本として、給付水準を設定。（参考資料 1－1）

- ② 自営業者世帯については、基礎年金（夫婦 2 人）が、老後生活の基礎的部分をカバーするものであることを基本として、給付水準を設定。（参考資料 1－2）

- ③ 国際的には、サラリーマンについて、現役時代の賃金との比較で給付水準を設定することが通例であり、ILOにおいても、この方法が採られている。（参考資料 1－11）

(2) 論点 (例)

- 現在の年金の給付水準について、以下の点についてどう評価するか。
 - ① 高齢者世帯の生計費（消費支出）を賄うという観点からみて、年金の給付水準についてどう評価するか。（参考資料1-2、1-3、1-4）
 - ② 現役世代の生計費（消費支出）と比較して、年金の給付水準についてどう評価するか。（参考資料1-5）
 - ③ サラリーマン世帯と自営業者世帯との間で、就業や稼得の態様の違い等から、高齢期の所得保障の必要性に違いが見られることについて、どう評価するか。（参考資料1-6）
 - ④ 標準的な年金（モデル年金）を共働き世帯を基本として見直すとした場合、単身世帯、特に女性の単身世帯の給付水準を、どう考えるか。（参考資料1-7、1-8、1-9）
- また、国際的に見て我が国の年金の給付水準について、どう考えるか。（参考資料1-10）
- 上記を踏まえ、現在の給付水準について、どう考えるか。

2 保険料負担水準

(1) 現行制度の基本的考え方

社会保険方式の公的年金制度では、年金を受けるためには一定期間の保険料納付が必要であり、制度スタート後、時間の経過とともに受給者が増え、これに合わせて年金給付費も増大する構造となっている。また、公的年金制度においては、社会経済の変動に対応して、年金受給の時点において実質的に価値のある給付を行うため、賃金や物価の伸びに対応して給付水準を改定することが要請され、これにより年金給付費はさらに増大する。

我が国では、こうした年金給付費の動向等を踏まえ、「保険料について、平準保険料に比べて当初は低めに設定し、その後段階的に引き上げ、最終的に収支が均衡するように設定する」段階保険料方式をとっている。段階保険料方式は、保険料（率）を将来に向けて段階的に引き上げていくことをあらかじめ想定し、その将来見通しに基づいて当面の保険料（率）を設定する財政方式である。（参考資料2－1）

このような財政方式の下で、これまで段階的に保険料（率）を引き上げながら制度運営を行ってきたが、賃金や物価の伸びに応じた給付水準の改定や制度の成熟によって年

金給付費が増大する過程において、世代間扶養（賦課方式）の要素を強め、今日においては、世代間扶養の考え方を基本とした制度運営となっている。現実の年金財政運営においても、納付される保険料は全て年金給付に充てられ、積立金は実質的には増えていない状況となっている。（参考資料 2-2、2-3、2-4、2-5、2-7）

欧米主要国においても、保険料率は、制度の成熟化や少子高齢化の進展等に伴って、徐々に引き上げられてきている。（参考資料 2-6）

（2） 保険料引上げの凍結解除について

将来に向けた公的年金の財政計画においては、段階的に保険料（率）を引き上げるとともに、相当程度の積立金を保有し、その運用収入を含めて年金給付を賄うことで、急速な少子高齢化の進行による急激な保険料水準の上昇を緩和しつつ、長期的な収支の均衡が図られている。（参考資料 2-7）

仮に、この段階的な保険料（率）の引上げを遅らせた場合、将来積立金から得られる運用収入が減ることになるため、最終的に収支を均衡させるための保険料水準の引上げ幅は大きくなる。逆に、段階的な保険料（率）の引上げをより早期に行えば、最終的に収支を均衡させるための保険料水準の引上げ幅は小さくなる。（参考資料 2-8）

なお、仮に、次期年金制度改正において、現在予定している保険料引上げ凍結解除を行わず、現在の保険料水準を将来にわたって固定するようなことをする場合、新人口推計対応試算ベース（中位推計）において、現在受給している年金を含め、直ちに給付水準を大幅に抑制することが必要となる。（基礎年金の国庫負担割合 1/2 の場合は 3 割程度、1/3 の場合は 4 割程度の給付費の抑制が必要。）また、緩やかに給付水準を低くしていくとすれば、将来に向けて更にそれ以上の給付水準の抑制が必要となる。

（3） 論点（例）

- 少子高齢化が急速に進展する中で、保険料負担の水準を段階的に引き上げていくことが必要であり、将来の保険料水準を過度に上昇させないためには、前回改正では凍結された保険料（率）の引き上げを次期改正では再開させることが必要。
- 将来の最終保険料（率）の水準について、どう考えるか。
 - ・ 前回改正では、厚生年金について、最終保険料率を 20%（対年収）程度に設定。（参考資料 2－9）
 - ・ 将来の最終保険料（率）を想定よりも抑制しようとする場合、その抑制度合いに応じて将来の年金給付の適正化が必要となるが、この場合、現在受給している年金との間での給付水準に格差が生ずるとともに、適正化の度合いによっては、高齢期におけ

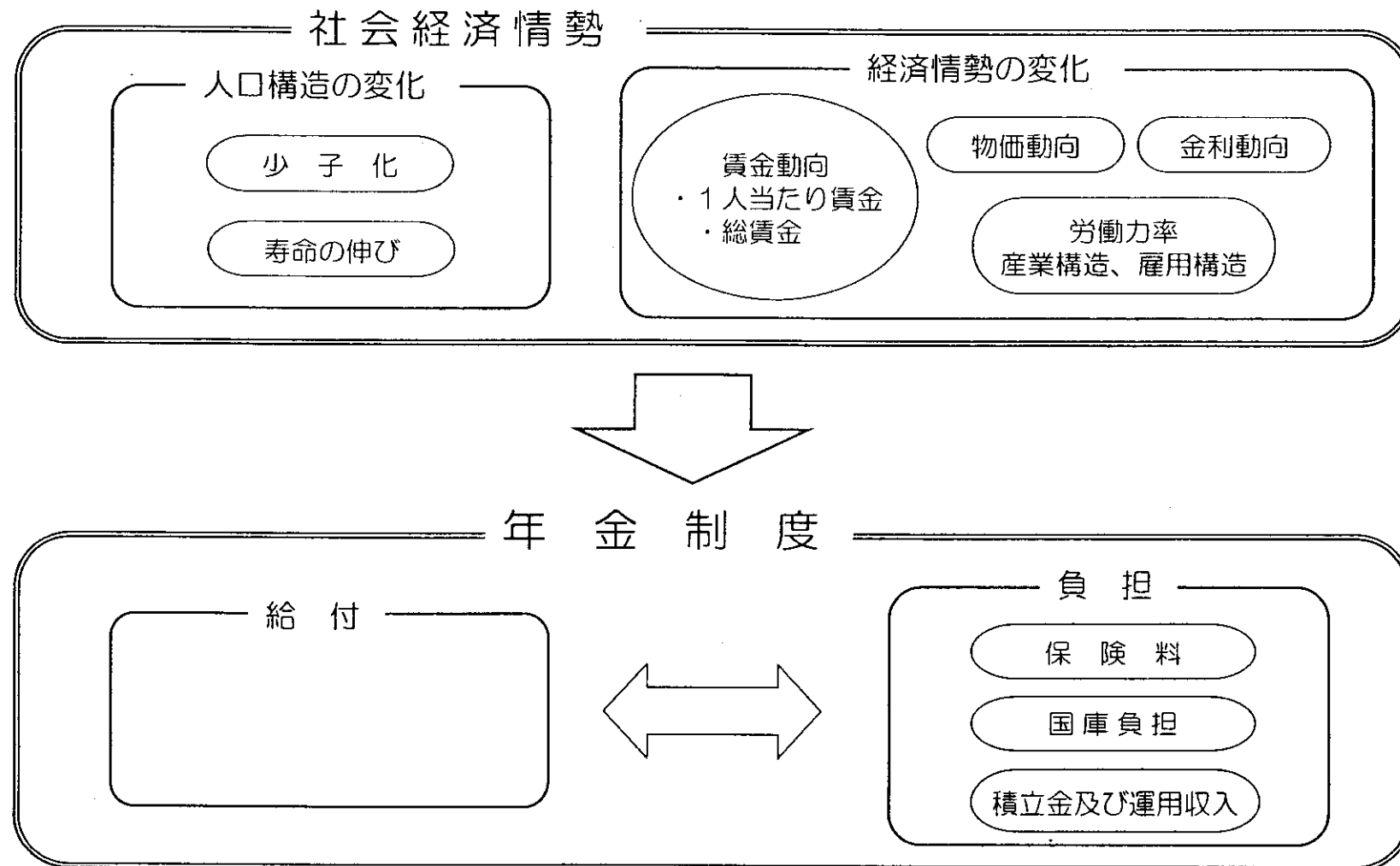
る所得保障の支柱という公的年金の意義にも関わることとなる。

- 保険料（率）の引き上げ方について、どう考えるか。
 - ① 厚生年金に係る現行の5年ごとの引上げについて、どう考えるか。毎年、小幅ごとに引き上げていくという考え方について、どう考えるか。
 - ② 最終保険料（率）に到達する年次について、どう考えるか。
 - ・ 平成11年財政再計算では、遅くとも平成37（2025）年に最終保険料（率）に到達することを想定。
 - ・ 後世代への負担をできるだけ軽くするため、引上げ計画を前倒しするかどうか。（この場合、最終保険料（率）は低くなる。）
 - ・ 一方、経済環境が悪く、実質賃金上昇率が低いときには、保険料（率）引上げ幅を圧縮するというような配慮措置について、どう考えるか。この場合、引上げ計画を後倒しすることとするかどうか。（最終保険料（率）は高くなる。）
- 国民年金について、保険料負担を引き上げる過程において、現行の全額免除・半額免除制度をさらにきめ細かく設定することが考えられるかどうか。（参考資料2-10）

3 給付と負担の関係

(1) 年金制度における給付と負担の関係と社会経済情勢

公的年金制度が最大限効率的に運営されるべきことは当然の前提として、その将来に向けた給付と負担の関係は、基本的には、財政再計算時に想定した人口構造や賃金・物価・金利等の経済情勢等の外生的な社会経済情勢に変動が生じた場合、その変動に応じて変化する。



(2) 社会経済情勢が想定を超えて変動する場合の給付と負担の関係に関する基本的考え方

1 人口構造が想定を超えて変動する場合 (1人当たり賃金上昇率等の経済情勢は想定どおり)

① 人口構造の変動、すなわち少子高齢化が想定を超えて進展する場合(参考資料3-2、3-3)

少子化の進展 = 社会全体での総賃金(=社会全体での保険料の賦課ベース)の増加を想定以上に抑制

(少子化が進展し、現役世代が減少する中で、1人当たり賃金がこれを補って上昇しなければ、社会全体での総賃金は減少する)

寿命の伸びの進展 = 年金受給者数の想定以上の増加

- 給付水準を維持するならば、将来の保険料(率)を想定よりも引き上げることが必要
- 将来の保険料(率)を想定どおりとするならば、給付水準を想定よりも抑制することが必要

② 少子化傾向が好転する場合

少子化傾向の想定を超えた好転 = 社会全体での総賃金は想定を超えて増加

- 給付水準を維持するならば、将来の保険料(率)を想定よりも低くすることが可能
- 将来の保険料(率)を想定どおりとするならば、給付水準を想定よりも引き上げることが可能